

栃木県農業経営改善計画認定事務処理要領

制 定 令和 7（2025）年 5 月 30 日 経技第 368 号

最終改正 令和 8（2026）年 7 月 1 日 経技第 637 号

第 1 趣旨

農業経営基盤強化促進法（以下「法」という。）第 13 条の 2 及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱第 6 の規定に基づき、栃木県が、2 以上の市町の区域内における農業経営改善計画の認定を行うにあたり、必要な事項を定める。

第 2 計画の作成

計画の認定を受けようとする農業者又は法人（以下「申請者」という。）は、農業経営改善計画（以下「計画」という。）認定申請書を作成するものとする。

第 3 計画の提出

申請者は、住所又は、所在地を管轄する農業振興事務所に農業経営改善計画認定申請書及び様式第 1 号を各 1 部提出するものとする。なお、住所又は、所在地で農業経営を営んでいない場合、計画の主たる区域を管轄する農業振興事務所に提出するものとする。

第 4 計画の認定

- 1 農業振興事務所長は、申請者より指導・助言等を求められた場合、必要に応じ市町や関係機関・団体等と協力して現地調査を実施し、計画及び実施等に対する指導・助言を行う。
- 2 農業振興事務所長は、申請された計画の認定審査にあたっては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に則して行う。
- 3 農業振興事務所長は、計画の認定をするときは、法第 13 条の 2 第 3 項の規定に基づき、様式第 2 号に申請書の写しを添付し、当該申請書に係る関係市町長の意見を聴取するものとする。

なお、「関係市町長」とは、当該申請書の農用地及び農業生産施設の所在する市町の長を指す。この場合、関係市町長は、各市町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）に照らして適切なものであること等の認定要件に則し適当か否かを判断し、様式第 3 号により農業振興事務所長に意見を回答するものとする。

農業経営改善計画の対象となる全ての区域が一の農業振興事務所の所管区域に所在しない場合、農業振興事務所長に代わり農政部長が意見聴取及び通知を行うものとする。

- 4 計画を認定した場合、農業振興事務所長又は知事（以下「農業振興事務所長等」という。）は、申請者に様式第 4 号により、関係市町長には様式 5 号により通知するものとする。
- 5 認定しなかった場合、農業振興事務所長等は、様式第 6 号により認定をしない理由を明らかにした上で、申請者に対しその旨を通知するものとする。

第 5 処理期間

県は、農業経営改善計画の申請を受理した日から休日等を除き 42 日（標準処理期間）以内に審査を終了するものとする。ただし、関係市町村に意見を照会している期間は、処理期間に含めないもの

とする。なお、申請書の受理日は、全ての書類が不備なく揃った日とする。

第6 計画の変更

- 1 法第13条の2の規定に基づき認定を受けた者が当該認定にかかる計画を変更しようとするときは、変更認定申請書（様式第7号）を農業振興事務所長に提出するものとする。
変更認定申請書には、変更後の農業経営改善計画のほか、変更事項に係る書類を添付するものとする。
- 2 実施計画の変更の手續に当たっては、第4の手續を準用するものとする。

第7 認定の取消し

- 1 農業振興事務所長等は、法第13条第2項の規定により、当該実施計画の認定を取り消すことができる。
認定を取り消したときは、認定計画認定取り消し通知書（様式第8号）により認定を受けた者に通知するものとする。
- 2 農業振興事務所長は、災害その他の事情により活動を継続することが困難になった等により、認定を受けた者等から自発的な認定の取消しの申出（様式第9号）があった場合、様式第8号により認定を受けた者に通知するものとする。
- 3 認定を取り消した場合、当該認定に係る関係市町長に対し、その旨を通知するものとする。

第8 認定の証明

認定通知書を紛失又は破損した場合であって、認定の証明を必要とする場合は、証明申請書（様式第1100号）を農業振興事務所等の申請先に提出し、証明（様式第1111号）を受けるものとする。

第9 有効期間満了の通知

農業振興事務所長等は、認定した農業経営改善計画について、有効期間満了の6か月前を目安に、認定者に対して更新の周知を行うものとする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は令和7（2025）年5月30日から適用する。

附 則

この要領の改正は令和8（2026）年7月1日から適用する。